

令和7年度

福島町議会

定例会12月会議

令和7年12月1日(月)

議会提出議案

福島町議会

令和7年度福島町議会定例会12月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委 11	議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3

発委第11号

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

第1条 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の230.0、12月に支給する場合において100分の 230.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の230.0、12月に支給する場合において100分の 235.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

第2条 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の 230.0 、12月に支給する場合において100分の 235.0 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合において100分の 232.5 、12月に支給する場合において100分の 232.5 を乗じて得た額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ

て次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。